裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第四号

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

（裁判官の報酬等に関する法律の一部改正）

第一条　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十八万九千円」を「九十八万四千円」に改める。

別表（第二条関係）

区分		報酬月額
最高裁判所長官		二、〇五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四九五、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四三四、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三二八、〇〇〇円
判事	一号	一、一九八、〇〇〇円
	二号	一、〇五五、〇〇〇円
	三号	九八四、〇〇〇円
	四号	八三四、〇〇〇円
	五号	七二〇、〇〇〇円
	六号	六四六、〇〇〇円
	七号	五八五、〇〇〇円
	八号	五二六、〇〇〇円
判事補	一号	四二六、九〇〇円
	二号	三九二、五〇〇円
	三号	三六八、九〇〇円
	四号	三四五、一〇〇円
	五号	三二二、二〇〇円
	六号	三〇六、四〇〇円
	七号	二八八、二〇〇円
	八号	二七七、六〇〇円
	九号	二五三、八〇〇円
	十号	二四四、八〇〇円
	十一号	二三四、三〇〇円
	十二号	二二七、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一号	八三四、〇〇〇円
	二号	七二〇、〇〇〇円
	三号	六四六、〇〇〇円
	四号	五八五、〇〇〇円
	五号	四四四、七〇〇円
	六号	四二六、九〇〇円
	七号	三九二、五〇〇円
	八号	三六八、九〇〇円
	九号	三四五、一〇〇円
	十号	三二二、二〇〇円
	十一号	三〇六、四〇〇円
	十二号	二八八、二〇〇円
	十三号	二七七、六〇〇円
	十四号	二五三、八〇〇円
	十五号	二四四、八〇〇円
	十六号	二三四、三〇〇円
	十七号	二二七、〇〇〇円

第二条　裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十六条　裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、裁判官に対する報酬の支給に当たつては、報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定による報酬を含む。）から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。